

激甚災害時における本会主催の行事への参加費に関する細則

（目的）

第1条 局所的な災害が発生した際に、地域セミナーや学術集会は開催されるが、事前予約して支払いを済ませていた方において、本人あるいは家族の被災、被災地支援などにより参加が叶わなかった際の対応に関する事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 対象となる災害は、内閣府が指定する激甚災害とする。

（対象となる状況）

第3条 政府により激甚災害と認定される局所的な災害が生じた後に、以下に示す状況を全て満たした際に適用するものとする。

- 1) 内閣府によって指定される激甚災害が生じ、その影響が継続している。
- 2) 激甚災害の影響を受けず、集中治療学会主催の各種セミナー・学術集会が開催される。
- 3) 集中治療学会主催の各種セミナー・学術集会に事前予約をしていたが、1) により出席が叶わなかった。

（対象者）

第4条 本細則の対象者は、地域セミナーや学術集会に事前予約して支払いを済ませていたが、激甚災害による本人あるいは家族の被災、被災地支援などにより参加が叶わなかった方とする。

（対象となる行事）

第5条 対象となる行事は、本部および支部が主催する学術集会、セミナーとする。

（対応）

第6条 学会事務局の窓口に激甚災害における本人あるいは家族の被災、被災地支援などにより参加が叶わなかった旨を報告することで、事前予約で支払った参加費用を全額返金する。

- 2 対象となるセミナー等は災害発生日から1年までの期間とし、返金のための申告は災害発生日から2年までの期間とする。被災証明など特別な書面は要さず、上記条件を満たすとの申し出のみで対応する。

（改定）

第7条 この細則は理事会の議により改定することができる。

（附則）

この細則は、2024年2月9日から施行する。